

国立大学法人高知大学科学研究費補助金経理事務取扱規則

平成16年4月1日
規則第87号

最終改正 令和7年1月20日規則第53号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学(以下「本学」という。)における科学研究費補助金(以下「補助金」という。)の経理事務の取扱いについては、科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)(以下「規程」という。)及び他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(直接経費の経理)

第2条 財務部経理課長は、研究代表者及び研究代表者から配分を受けた研究分担者(以下「研究者」という。)に係る補助金の直接経費(補助事業の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費)について、経理事務を行うものとする。

(直接経費の保管)

第3条 財務部経理課長は、直接経費を自己の名義で預金するものとする。

(経理要領)

第4条 直接経費による物品購入その他の契約、旅費及び謝金の支出要領については、本学の会計経理の取扱いに準ずるものとする。

(書類の様式)

第5条 補助金の経理は、本学の会計経理において使用する書類の様式によるものとする。

(預金利子)

第6条 預金によって生じた利息は、原則として本学の収入として取り扱うものとする。

(設備等の寄附)

第7条 研究者が直接経費により設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)を取得した場合は、直ちに本学に寄附しなければならない。

2 前項の規定により研究者から寄附された設備等は当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、当該研究者に返還するものとする。

(間接経費の譲渡)

第8条 研究者が交付を受けた補助金の間接経費(補助事業の実施に伴う本学の管理等に必要な経費)については、当該研究者から譲渡を受け入れるものとする。

2 前項の規定により研究者から譲渡された間接経費について、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還するものとする。ただし、当該研究が間接経費の譲渡を受け入れないこととしている研究機関に所属することとなる場合を除くものとする。

(その他の補助金)

第9条 財務部経理課長は、その他の補助金を受け入れた者から経理事務委任の申出があったときは、この規則に準じて処理するものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、補助金の経理事務に関し必要な事項は、その都度、財務部経理課長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年3月14日から施行する。

附 則 (平成17年7月1日規則第545号)

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日規則第127号)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第107号)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年8月8日規則第23号)

この規則は、平成26年8月8日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月31日規則第163号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月7日規則第2号)

この規則は、令和5年4月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年1月20日規則第53号)

この規則は、令和7年1月20日から施行する。